

2021 年度 明星大学心理相談センター活動報告

生野和子 明星大学心理学部 津里なおみ 明星大学心理相談センター

I はじめに

明星大学心理相談センター（以下、当センター）は、1990年に開設された明星大学人文学部心理・教育学科（心理学専修）付設心理相談室を前身として、2001年に設置された。

2002年からは明星大学大学院人文科学研究科心理学専攻臨床心理学コースが臨床心理士資格認定協会「第1種指定大学院」として設定され、地域に貢献する臨床の場として、また大学院生の教育研修の場として発展してきた。2017年に公認心理師法が施行されたことを受け、2019年度より明星大学心理学部心理学科でも公認心理師の養成カリキュラムがスタートしている。これに伴い、当センターは従来の臨床心理士に加え、公認心理師を育成するための臨床実習機関の役割も担ってきた。また明星大学では2017年度に心理学部が人文学部から独立する形で誕生し、2020年度には、大学院心理学研究科心理学専攻が発足（前身は人文学研究科心理学専攻）、今年度で

2年目を迎えたところである。

当センターのスタッフは2021年度4月現在、事務職員4名、学科教員6名、特任教員4名、検査相談員1名、実習指導員2名に加え、教育・指導を受けながら臨床実習に携わる心理学専攻の大学院生（研修員）、および大学院修了生である研究員で構成されており、相互に連携を行いながら運営されている。

2021年度は、依然引き続き新型コロナウイルス感染拡大・蔓延状況の中での運営を余儀なくされた1年であった。以下、2021年度の当センターにおける活動概要を報告する。

II 相談活動

1 面接形態

当センターでは、形態によって面接を以下のように分類している。分類とその内容は以下の通りである。

表1 面接の形態

分類名称	含まれるもの	内容
個人面接	カウンセリング（成人）	子どもの心理的、発達上の問題について子ども自身への援助や保護者への助言（親子相談）と、主に成人以降の方を対象にしたカウンセリング
	親子相談	
集団面接	フリースペース：じゃんぼ	主に小・中学生の不登校の子どもたちへの居場所の提供及び集団を通じた援助
心理検査	様々な心理検査、発達検査	

2 面接回数

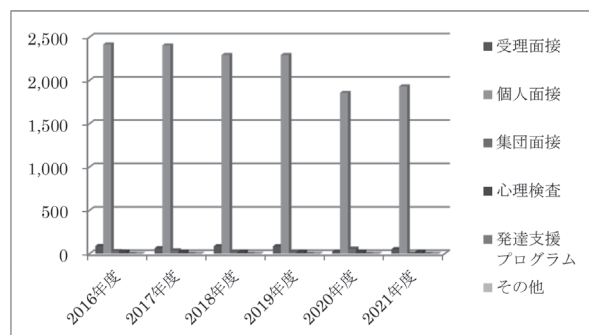
当センターにおける6年間（2016年度～

2021年度）の年間総面接回数の推移を表2に示した。またそのグラフ化したものが図1である。

表2 面接回数の推移

内訳		年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
受理面接			88	63	86	101	25	53
個人面接	カウンセリング・親子相談		2,416	2,404	2,294	2,416	1,855	1,931
集団面接	フリースペース		30	40	23	70	58	1
心理検査			27	25	25	27	25	25
発達支援プログラム	学習支援・アセスメント外来		—	—	—	—	—	—
その他	コンサルテーション等		0	0	0	0	0	0
合 計			2,561	2,532	2,428	2,614	1,963	2,010

図1 面接回数の推移（グラフ）



2021年度の面接回数を見ると、全体としてはわずかに昨年度を上回ったもののほぼ横ばいである。内訳別に過去の数値と比較すると、まず受理面接（53件）は、大きく落ち込んだ20年度からみると2倍以上増加。それでも19年度と比べれば約5割減、それ以前と比べても若干少なめである。ただこのうち30件余りが個人面接希望者であり、新型コロナへの警戒感が持続しつつも、それ以上の必要に迫られて来談されたケースが多かったようである。個人面接の回数(1,931回)は、19年度から見ると2割減であるが、20年度よりも微増となった。一方、集団面接の回数はわずかに1回であった。これはレギュラー利用者が事情により途絶えた後、新規申込みがなかったため

で新型コロナの感染への懸念がダイレクトに影響したと考えられる。また、心理検査回数（結果報告面接含む）は例年ほぼ横ばいで、これがほぼキャパシティの上限である。社会が新型コロナ拡大で揺れる中でも、特に就学がらみの発達検査はそれを上回る必要性があると言えそうである。全体としてみると、面接回数への新型コロナ感染拡大の影響は、20年度よりもいくらか緩やかになったように見える。

次に、面接形態分類による月別面接回数（表3）をご覧ください。当センターでは兼ねてより業務量は上限で推移しており、そのため新規の受付を見合わせざるを得ない期間がどうしても出てしまう。21年度も7/15～年度末まで新規個人

面接の受付を原則停止し、新規心理検査も7/29～1/31まで受付停止することとなった。表にある8月以降のわずかな受理面接は、例外的な事情により受け入れたものである。また、表2で見た通り個人面接についてはコロナ禍の中でもその

多くは継続している。昨年度と異なり当センターの閉室期間はなかったため、4、5月も他の時期とほぼ同様の回数、面接が行われていた。無論、入念な感染対策を実施したうえでのことである。

表3 2021年度 面接形態及び月別面接回数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
受理面接	7	12	10	7	2	1	4	2	1	2	3	2	53
個人面接	141	150	166	195	166	181	168	163	153	141	151	156	1,931
集団面接	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
心理検査	2	1	2	3	3	1	3	3	1	1	3	2	25
合計	150	163	178	205	171	183	175	168	155	144	157	161	2,010

3 来談者

2021年度の新規来談者の年齢別・性別の内訳は表4のとおりである。今年度は男女同数となった。例年成人では女性が多く、小学生では男性が多い傾向があるが、今年度は小学生の相談が例年と比べて多かったことによると思われる。なお、当センターでは、成人年齢は従来通り19歳以上でカウントしている。

新規来談者の来談経路を表5に示した。例年と比べて大きな違いはなく、他機関からの紹介が数を減らした中、学校からの紹介がほぼ例年並み

であり最も多い。内訳で見るとスクールカウンセラーや支援教室の教員などから検査やカウンセリングを勧められたという場合が多い。大学付属機関としての当センターは、来談者はもちろんのこと、地域に周知され信頼を得られてこそ真に存在意義を発揮できると考えている。地元の学校からの信頼を得られているとすればありがたいことである。同様の観点で言えば他機関からの紹介の数がコロナ禍後に元に戻るかどうかは、大いに注目したいところである。

表4 2021年度 年齢別・性別相談件数（新規）

性別／年齢	就学前	小学生	中学生	高校生	*大成前	大学生・成人	合計
男	0	11	3	1	0	4	19
女	1	4	3	1	0	10	19
合計	1	15	6	2	0	14	38

* 18歳以下の大学生もしくは所属無し

表5 2021年度 来所経路（新規）

相談経路	件数
他機関からの紹介	5
学校からの紹介	13
相談員を知っている	9
相談に来ている人からの紹介	0
ホームページ・電話帳で知って	6
知人から紹介	3
学内他部署からの紹介	0
その他	2
合計	38

4 相談内容

新規来談者はどのような相談内容（主訴）を携えて来談したのだろうか。18歳以下については表6、19歳以上については表7にまとめた。

18歳以下については今年度人数の多かった小学生を見ると、「発達のかたより」が5件、「不登校」が3件、「発達の遅れ」が2件となっている。発達のかたよりは近年の傾向として多く見られるが、21年度は不登校の多さも目立った。この傾向は中学生においても同様である。「集団不適應」も含め、コロナ禍において子どもの問題が、学校や集団との関わりの場でよく起きている事態を反映している可能性を思わせる。加えて、中学生においては「発達のかたより」が例年になく目立っている。長期にわたり登校機会や学校内外において人との関わる機会が減ってしまったことに

より、子どもたちの心の自然な発達や成長に陰りが出た結果の一端なのかもしれない。

19歳以上については、近年「子どもの問題」で来談される方が漸減傾向にあったが、今年度は「対人関係」が突出しているのが特徴的であった。これも同じく、社会全体のコロナ疲れの影響が人との関係性の中に表れることが比較的多かった、ということなのかもしれない。

全体に言えることだが最初の主訴は必ずしもその人の本質的な問題ではなく、社会の気分や流行を反映する面もあるように思われる。その観点からすれば以上の分析は最も突出した強力な外的変化がコロナ感染の拡大であったことを根拠にしているに過ぎない。経年の中で別の要因であることが分かってくることもありうるだろう。

表6 2021年度 相談内容別件数 18歳以下（新規）

主訴／年齢	就学前	小学生	中学生	高校生	*大成前	合計
発達のおくれ	0	2	0	0	0	2
発達のかたより (高機能自閉症・アスペルガー・LD・ADHD他)	0	5	4	0	0	9
不登校	0	3	2	1	0	6
集団不適応	0	1	0	0	0	1
非行・暴力	0	1	0	0	0	1
神経症的症状	1	2	0	1	0	4
その他	0	1	0	0	0	1
合計	1	15	6	2	0	24

* 18歳以下の大学生もしくは所属無し

表7 2021年度 相談内容別件数 19歳以上（新規）

主訴	件数
子どもの問題（発達障害・不登校・問題行動・育て方など）	1
対人関係	5
家族関係	2
自分の生き方	3
神経症的症状	3
その他	0
合計	14

Ⅲ スーパーヴィジョン

当センターでは、研修員・研究員制度を採用している。これはセンター長の許可を得て、本学大学院心理学研究科心理学専攻博士前期課程の在籍者を「研修員」、博士後期課程在籍者及び修了生を「研究員」として定め、当センター在籍者として臨床及び研修活動を継続する制度である。2021年度の研修員・研究員の在籍者数は、表8の通りである。

ところで、研修員は当センターで行うケースについて、原則として専任教員または特任教員から1セッションごとに1回（50分程度）の個人スーパーヴィジョンをうけることになっている。研究

員は、その頻度は落ちるが、やはり当センターで担当するケースについて専任教員または特任教員からのスーパーヴィジョンを受けるほか、当センター外で行っている臨床実践についても、卒後教育の一環として希望すれば有料で特任教員のスーパーヴィジョンを受けることができる（現在の規定では6,000円/回）。

以上のスーパーヴィジョンの回数実績を月ごとに示したものが表9である。（表中の「学外」とはこうした外部での臨床実践について行った有料のスーパーヴィジョンを意味する。）スーパーヴィジョンは相談業務と共に特任教員の主要業務の一つとなっているが、その年間総回数は、879回

となった。2015年度に700回を超えた段階で既にほぼ上限とされていたが、2021年度のスーパーヴィジョンの実施件数はそれを大幅に超えており、特任教員のキャパシティとしてはほぼ手一杯の状況と言える。

内容を見ると、特に今年度は学外のスーパーヴィジョンの回数が多かった（19年度より23%増、20年度より41%増）。研究員の数が増えたわけではない。オンラインの便利さが追い風になったわけでもない。現場で働くうちにスーパーヴィジョンの必要性を痛感し申し込んだ卒業生が数名いたことが理由である。

このような形でお金を払ってでも研修修了後も引き続き研鑽を積もうとする姿勢は誇らしく、また喜ばしい。ただ、前述したような状況の中、今後これ以上のスーパーヴィジョン回数をこなしていくことは物理的にも難しくなることが予想され、何らかの対応策を考えねばならない時期が来ているとも言える。

表8 研修員・研究員在籍数

	人数
研修員	20名
研究員	34名
合計	54名

表9 研修員、研究員、修士・博士課程修了者に対するスーパーヴァイズ回数（1回50分～60分）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
学内	54	75	84	80	73	68	65	59	65	54	57	64	798
学外	11	8	8	7	6	6	6	9	6	5	5	4	81
合計	65	83	92	87	79	74	71	68	71	59	62	68	879

IV 年間事業報告

2021年度に行われた事業を表10に示す。「センター事業関係」には、センターの運営にかかわる事業を、「ケースカンファレンス・地域貢献関係」には各種ケースカンファレンスと地域に向けての事業を載せている。

2021年度も20年度に引き続き、事業内容全般において新型コロナウイルス感染予防上で密を避けるために、プライバシーへの配慮を徹底しつつ、ほとんどの事業で遠隔会議システム（Zoom）を活用している。

年度当初には例年通り、とくに博士前期課程の新生が当センターでの実際の臨床活動を行う準備としての「心理相談センターガイダンス」と「臨床オリエンテーション」を実施した。「心理相談センターガイダンス」では、心理臨床に関わるものとしての態度やマナーについての理解を深めて

もらい、「臨床オリエンテーション」では、治療構造、守秘義務など心理療法において重視される約束事の意味や、ケースの捉え方を学ぶことを目的としている。いずれもグループディスカッションを通して他者の意見を取り入れつつ、自ら考えることができるようになることを目指している。また、「秋のオリエンテーション」は、元来、ある程度臨床現場に触れてきた研修員たちが臨床センスをさらに磨く機会として始めた企画だったが、21年度も前年度に引き続き、コロナ禍の中で対面での研修を避ける必要性から趣旨を変更し、面接で不可欠かつ重要な「治療契約」について改めて深く学ぶ機会とした。

カンファレンスとは2時間で1事例を扱うケースカンファレンスのことで、年間を通じて行われる。2021年度は4グループに分かれて行うグループカンファレンスを13回、外部講師を招い

での特別合同ケースカンファレンスを3回実施し、そのほか2年目の研修員のみを対象とした研修会を1回開催した。開催は原則 Zoom で行われたが、このうち感染状況が少し落ち着いた11、12月のグループカンファレンスは、わずか2回ではあったが対面で実施することができた。コロナ禍の中で研修期間が終わってしまう研修員たちに、現場に出る前に対面でのカンファレンスを是非とも経験してもらいたい、というスタッフ側の思いもあってのことである。

研修会は、学修上の事情から生まれた例外的な

企画である。研修員からのリクエストを元に、大学院を出た後の臨床訓練や学び方をテーマに、特任教員がそれぞれの経験を伝える場となった。

対外的な活動として、2021年度の公開講演会はオンライン開催とし、社会福祉法人 SHIP 理事の上田知之氏をお招きして「精神障害福祉における生活支援と就労支援の最前線」というテーマでご講演をいただき、大変好評であった。

その他、当センターの主旨や活動の様子を地域に発信すべく、「センター便り」を季刊で発行している。

表 10 心理相談センター 2021 年度年間事業・活動報告

	センター事業関係	ケースカンファレンス・地域貢献関係
4月	第1回センター会議 (Zoom) 第1回研修員会議 (Zoom) センターガイダンス (Zoom) 臨床オリエンテーション① (Zoom) 臨床オリエンテーション② (Zoom)	センター便り第16号発行
5月	第2回センター会議 (Zoom) 第2回研修員会議 (Zoom) 臨床オリエンテーション③ (Zoom)	第1回グループケースカンファレンス (Zoom) 第2回グループケースカンファレンス (Zoom)
6月	第3回センター会議 (Zoom) 第3回研修員会議 (Zoom) 運営委員会 (メール開催)	第3回グループケースカンファレンス (Zoom) 第4回グループケースカンファレンス (Zoom)
7月	第4回センター会議 (Zoom) 第4回研修員会議 (Zoom) 玩具類下見・発注	第5回グループケースカンファレンス (Zoom) 第6回グループケースカンファレンス (Zoom)
8月	センター大掃除	
9月	第5回センター会議 (Zoom) 第5回研修員会議 (Zoom) 秋の臨床オリエンテーション① (Zoom)	特別合同ケースカンファレンス (湯野貴子先生・Zoom)
10月	第6回センター会議 (Zoom) 第6回研修員会議 (Zoom) 運営委員会 (メール開催)	センター便り第17号発行 第7回グループケースカンファレンス (Zoom) 第8回グループケースカンファレンス (Zoom)
11月	第7回センター会議 (Zoom) 第7回研修員会議 (Zoom) 秋の臨床オリエンテーション② (Zoom)	特別合同ケースカンファレンス (平野直己先生・Zoom) 第9回グループケースカンファレンス (対面) 公開講演会 (上田知之先生・Zoom ウェビナー)

	センター事業関係	ケースカンファレンス・地域貢献関係
12月	第8回センター会議 (Zoom) おもちゃの現地研修 (第8回研修員会議中止)	FD 研修会 (竹内康二先生・Zoom) 第10回グループケースカンファレンス (対面) 特別合同ケースカンファレンス (乾吉佑先生・Zoom)
1月	第9回センター会議 (Zoom) 第9回研修員会議 (Zoom) 玩具類下見・発注	研修会 * M2のみ (Zoom) 第11回グループケースカンファレンス (Zoom)
2月	第10回センター会議 (ZoomとTeams) 第10回研修員会議 (Zoom)	第12回グループケースカンファレンス (Zoom) 第13回グループケースカンファレンス (Zoom)
3月	運営委員会 (メール開催) 第11回センター会議 (ZoomとTeams) 第11回研修員会議 (Zoom) センター大掃除	
年間	センター会議 11回 研修員会議 10回 おもちゃの現地研修 1回 運営委員会 3回 センターガイダンス 1回 臨床オリエンテーション 5回 研究紀要 No15 発行 1回 玩具類下見・発注 2回 センター大掃除 2回	グループケースカンファレンス 13回 特別合同ケースカンファレンス 3回 研修会 1回 公開講演会 1回 センター便り発行 2回 FD 研修会 1回

V 新型コロナウイルス感染予防対策を振り返って

新型コロナウイルスへの感染予防対策は、俄かに始まり、既に丸2年に及んでいる。当センターでも他所と同様この出来事に大きな影響を被り、“異常事態への対応”が常態化している。この間、臨床家や臨床教育者として、大学当局からの要請や関係省庁などの指導内容、社会の動きなども考慮しながら、日々の事案について決断・対応することの連続であった。具体的な感染予防対策の概要については、前号『多摩心理臨床学研究』No.15 (2021)に記載されている通りであり、状況に応じて細かに修正を加えながら2021年度もこれを大筋で踏襲してきた。こうした対応には多くの労力を割かれたが、同時にこのことによって、臨床や臨床家の教育とは何かについて、我々

自身も原則に立ち返りながら改めて考えさせられる機会となったようにも思う。

また、心理職の専門家を養成する立場から言えば、臨床的原則や基礎的な体験を1から学ぶために参集している研修員に対して、従来通り基礎や原則を口頭で教えつつ、しかし実際には応用的な考え方や判断を指導することとなり、教育上はかなり学び手側に無理をかける形となったようにも思う。

たとえばクライアントに関する情報漏洩のリスクから、原則として臨床素材はセンター外への持ち出しを禁じているが、センター内控室に密集しての作業が感染対策上憚られたために、記録やカンファ資料作成のための持ち出しを原則として認めることとした。また、来談されたCIに対して身近に感染者がいなかったか、消毒は済んだかと

いったことを毎回尋ねること、自然な関係性を育む器となるべきセラピー室やプレイルーム内でもマスクの着用や距離を保つことなどが必要となり、そのことが th-cl 関係にもたらす影響が未知のまま、その指導をせざるを得なかった。

指導を受ける研修員・研究員らにしてみれば、「本当は～だけど、今は～してください」という言葉をたくさん聞かされたに違いない。そして指導側としては、果たしてこの「本当は～」の部分が、臨床経験のない彼らに適切な重みをもって伝わったのかどうか、またこうした異常事態ゆえの例外的な対応が逆に「普通」のこととして研修員の意識の底に残り、臨床の持つべき鋭敏な感覚を摩耗させることにならなかったか、不安の残るところではある。しかし、これが臨床現場の現実でもある。CI を第一に考えつつも場の論理や社会の動きにも目を配り細やかに対応しようと奔走する姿勢を、せめて研修員・研究員らが学び取ってくれたことを願っている。

Ⅵ おわりに

当センターが臨床心理士養成のための実習機関となって丁度 20 年が経った。この年月の中で当センターが多くの人材を輩出し、また地域の心理臨床領域に一定の役割をもって定着することが可能になっているとすれば、それはその前身時代を含めこれまで関わってくださった多くの方々による弛まぬご尽力のお陰であろうし、それを温かく見守り支え、また活用してくださった地域の方々の存在によるところが大きい。

学内的には近年になってからは冒頭に記した通り心理学部が独立し、心理臨床業界では新たに国家資格の公認心理師法が成立、その養成システムにも大きな変化があった。そして国や世界全体を見渡せば、2020 年度からのコロナ危機も収まらないうちに、生活の土台となる政治社会・経済秩序も大きく揺さぶられる事態に直面している。ミクロからマクロまで、この数年はまさに変化に次

ぐ変化の日々である。

そんな中、心理臨床の仕事へのニーズは減ることではなく、かつ多様化している。また臨床上の新しい知見も次々と生まれ、それを吸収・統合・応用していく事が求められる。それでも人間の心の営みに深く関わる心理臨床の仕事の根本が変わることはない。それは知識やテクニックではなく、経験を通して深く血肉となって根付き、心理職業全般の土台となる‘在り方’のようなものではないだろうか。なぜなら心理職の本質が人である身で人の心を扱うという特質を持つからだ。ゆえに世の中がどう変わろうとも、どんな領域で働くことになろうとも、心理職として機能していくにはそうした‘在り方’そのものが最低限かつ重要な基盤となるのではないだろうか。如何に手間がかかろうとも決して疎かにしてはならない、これが心理臨床教育の根本であるという信念のもとに、及ばずながら当センターもその一端を担い続けていきたいと考えている。